



対=対象(特記ない場合、区内在住・在勤・在学者) 日=日時・日程 場=会場 日=当日直接会場へ 講=講師 費=費用(特記ない場合、無料)
 備=ほかの情報(「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子~未就学児が対象) 申=申込方法(特記ない場合、発行日時時点で申込可) 問=問合せ先
 区=区のホームページ(右記二次元コード)から申込可 区=スマートフォン不可 区HPQ10000=区のホームページ検索バーへの番号入力でページを表示



▶災害・防犯情報メール配信サービス <https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/> ▶公式ツイッター @setagaya_kiki ▶FM ラジオ 83.4 メガヘルツ (エフエム世田谷のホームページからも聴取できます)



区の手続きや施設・イベント案内は **せたがやコール** 午前8時~午後9時(年中無休) ☎03-5432-3333 FAX03-5432-3100



おしらせ

第3回スポーツ推進審議会の傍聴

日 6月5日(月)午後7時~9時
 場 区役所第1庁舎5階庁議室
 備 詳しくは、区のホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。
 申 5月31日までに、電話またはファクシミリ(記入例3面)でスポーツ推進課(☎5432-2742 FAX5432-3080)へ 先着6人

子ども・子育て会議の傍聴

日 6月23日(金)午前9時30分~11時30分
 場 区役所第1庁舎5階庁議室
 備 先着10人。
 問 子ども・若者支援課
 ☎5432-2528 FAX5432-3016

次期世田谷区基本計画策定に向けた区民ワークショップ

日 6月3日(土)午後2時~5時(予定)
 ※傍聴は午後4時~5時のみ。
 場 教育総合センター(若林5-38-1)またはオンライン
 備 詳しくは、区のホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。
 申 5月26日までに、オンライン手続き、電話またはファクシミリ(記入例3面。参加・傍聴の別、参加の場合は会場・オンラインの別も明記)で政策企画課(☎5432-2192 FAX5432-3047)へ 先着 会場=40人程度、オンライン=30人程度
 ※傍聴はオンラインのみ。先着100人。

世田谷区手話言語条例制定に向けたワークショップ「目でみて伝えあおう」

日 6月14日(水)・15日(木)いずれも午後6時30分~8時30分(いずれも同内容)
 場 梅丘パークホール
 講 河合祐三子(俳優)
 備 手話通訳あり。
 申 6月5日(必着)までに、電話またはファクシミリ(記入例3面。希望日、配慮が必要な場合の内容も明記)でせたがやコール、またはハガキで障害施策推進課(☎5432-2958 FAX5432-3021)へ 抽選各20人
 ※区のホームページからも申込可。

戦没者遺族相談員を紹介します

戦没者のご遺族に対する恩給や年金、給付金等について、国から委託を受けた相談員を紹介します。詳しくは、お問い合わせください。
 問 保健福祉政策課
 ☎5432-2292 FAX5432-3017

あんしん事業(地域福祉権利擁護事業)をご存じですか

社会福祉協議会の職員が自宅を定期的に訪問し、福祉サービスに関する相談を受けたり、預貯金の払い戻し等の支援、見守り等を行います。
 対 一人では書類の整理や申請手続き、日常的な金銭管理等に不安のある方
 問 (社福)世田谷区社会福祉協議会成年後見センター
 ☎6411-3950 FAX6411-2247

世田谷区・第三消防方面合同総合水防訓練

内容/豪雨災害を想定した住民参加型訓練(地域防災力の向上が目的、消防車両等の展示あり)
 日 6月10日(土)午前9時30分~11時(荒天中止)
 場 野毛二丁目9番先、多摩川遊園
 備 詳しくは、区のホームページをご覧ください。
 問 烏山総合支所地域振興課
 ☎3326-9249 FAX3326-1050

6月1日は人権擁護委員の日です

人権擁護委員は、国民の基本的な人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱され活動する、民間の方々です。区では、人権問題について人権擁護委員が相談に応じています(要予約)。
 ●人権相談 ☎6304-3453 FAX6304-3710
 また、東京法務局でも様々な人権問題についての相談を受け付けています。
 ・みんなの人権110番
 ☎0570-003-110(ナビダイヤル)
 ・女性の人権ホットライン
 ☎0570-070-810(ナビダイヤル)
 ・こどもの人権110番 ☎0120-007-110
 ・インターネット人権相談
 HP <https://www.jinken.go.jp/>
 問 人権・男女共同参画課(前記人権相談の☎・FAX)

防犯パトロール活動を支援します

①保険料の一部補助
 補助対象/防犯パトロール活動のために加入した保険に対して支払った保険料(上限3万円)
 対 防犯パトロール活動を定期的に行っている団体
 ②防犯パトロール物品助成(ベスト、青色合図灯等)
 対 防犯パトロール活動を定期的に行っている団体
 申 6月16日までに、所定の申請書(地域生活安全課、区のホームページにあり。①は領収書等を添付)を地域生活安全課(☎5432-2267 FAX5432-3066)へ持参

区立温水プール入場券の利用時間変更

6月1日~9月30日の入場券は、1回券から2時間券に変更します(1時間券もあり)。料金等詳しくは、各施設にお問い合わせください。
 問 温水プール(総合運動場 ☎3417-0017 FAX3417-0013、千歳 ☎3789-3911 FAX3789-3912、太子堂中学校 ☎・FAX3413-9311、玉川中学校 ☎・FAX3701-5667、烏山中学校 ☎・FAX3300-6703、梅丘中学校 ☎・FAX3322-6617)

休業します

- 中央図書館
5月19~24日 特別整理期間のため
- 経堂図書館
5月22~29日 空調設備改修工事のため
- 粕谷図書館
5月30日~6月1日 特別整理期間のため
- 太子堂中学校温水プール
6月1~9日 施設保守点検等のため
- 大蔵第二運動場
6月6~8日 施設保守点検のため



募集

保育入園事務嘱託員(非常勤)

勤務日数/月14日
 報酬/月額11万6562円(期末手当あり)
 任用期間/8月1日~6年3月31日(再度任用あり)
 募集期限/5月31日
 備 詳しくは、区のホームページをご覧ください。
 問 保育認定・調整課 ☎5432-1200 FAX5432-1506

新BOPプレイングパートナー

内容/小学生の遊びの見守り等
 勤務日数/月20日以内 時給/1170円
 備 ①オンライン手続き可。随時募集。詳しくは、区のホームページをご覧ください。
 問 児童課 ☎5432-2493 FAX5432-3016

区立小・中学校等で活動する大学生ボランティア

内容/授業の補助、運動会等の学校行事の支援、部活動の支援等
 対 大学、大学院、短期大学等に通学している方
 備 ①オンライン手続き可。詳しくは、区のホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。
 問 地域学校連携課
 5月19日まで=☎3429-4261 FAX3429-4267
 5月22日から=☎5432-2723 FAX5432-3025

地域公共交通活性化協議会 区民委員

職務内容/地域公共交通計画策定に関する協議、乗合旅客運送の態様等に関する協議等
 対 年3、4回程度(原則平日の昼間)開催する会議への出席が可能で、5月15日現在区内に引き続き1年以上住民登録がある満18歳以上の方(公務員、区の附属機関の委員、区政モニター等を除く)
 任期/8月1日から2年間
 報酬/出席1回につき1万1000円
 募集人数/3人以内 選考方法/書類、作文
 備 詳しくは、区のホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。
 申 6月14日(必着)までに、履歴書(写真貼付)と作文「地域の公共交通に対して感じている課題と解決するための方策について」(600~800字程度)を郵送または持参で交通政策課(〒158-0094 玉川1-20-1 ☎6432-7946 FAX6432-7991)へ

ユニバーサルデザイン環境整備審議会 区民委員

職務内容/ユニバーサルデザイン推進計画の策定及び施策推進に必要な事項の調査・審議等
 対 年6回程度開催する審議会への出席が可能で、5月1日現在区内に引き続き1年以上住民登録がある18歳以上の方(公務員、区の附属機関の委員、区政モニター等を除く)
 任期/6月29日から2年間
 報酬/出席1回につき1万円
 募集人数/男女各1人 選考方法/書類、作文
 申 6月5日(消印)までに、履歴書(写真貼付)と作文「ユニバーサルデザインを広げていくために」(1000字程度)を郵送または持参で都市デザイン課(〒158-0094 玉川1-20-1 ☎6432-7152 FAX6432-7996)へ



障害のある方

重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業

内容/自宅に看護師等を派遣し医療的なケアを提供
 対 区内在住で家族等による在宅介護及び訪問看護サービスによる医療的なケアを受けている方のうち次のいずれかに該当する方①重度の知的障害(愛の手帳1・2度程度)かつ重度の肢体不自由(身体障害者手帳1・2級程度で、自ら歩行ができない)の方で、18歳未満の時にその状態になった方②重症心身障害児に該当しない医療的ケアが必要な18歳未満の障害児
 利用時間/1回あたり2~4時間(年144時間以内)
 費 世帯の課税状況により一部利用者負担あり(生活保護・区民税非課税世帯は無料)
 備 5年度から年間利用時間が変更になりました。
 問 総合支所保健福祉課(世田谷 ☎5432-2865 FAX5432-3049、北沢 ☎6804-8727 FAX6804-8813、玉川 ☎3702-2092 FAX5707-2661、砧 ☎3482-8198 FAX3482-1796、烏山 ☎3326-6115 FAX3326-6154)